

規制の事後評価書

法律又は政令の名称：放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）

規制の名称：原子力利用における安全対策強化のための原子力事業者等に対する検査制度の見直し及び放射性同位元素の防護措置の義務化等

規制の区分：新設、**改正**、**拡充**、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：原子力規制庁 長官官房 放射線防護グループ 放射線規制部門

評価実施時期：令和5年8月

1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響は特段生じていない。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかったら、あるいは緩和されなかったらという仮想状況）を設定する。

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響は特段生じていないため、ベースライン（本法改正が為されなかった場合の仮想状態）に変更はない。

- ③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

廃棄物の特例措置（放射性同位元素等規制法上の使用者等が原子炉等規制法の廃棄事業者に廃棄を委託した放射性同位元素又は放射性汚染物を核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物とみなして、原子炉等規制法に基づき管理することを可能とした。）については、現時点では改正後の適用例はないが、放射性同位元素等の廃棄を原子炉等規制法の規制により一元的に規制することで合理的な廃棄とその安全確保が可能となる当該措置の必要性は引き続き認められる。事故等発生時の原子力規制委員会への報告の義務化されたことで、放射性同位元素等の盗取、所在不明等の事故について改正後 11 件が報告されており、原子力規制委員会が状況を把握し適切な対応を講じる必要が引き続き認められる。

放射線取扱主任者試験、資格講習、定期講習の課目を最新の知見を速やかにかつ柔軟に取り入れて機動的に見直しができるよう原子力規制委員会規則に委任したことにより、平成30年4月に定期講習、平成31年4月に試験及び資格講習について事故対応に係る課目を追加する等課目の見直しを行っており、当該措置の必要性は引き続き認められる。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

放射性廃棄物の特例措置、試験、講習の課目の規則委任のいずれも事業者の遵守費用は発生していない。

事故発生時の原子力規制委員会への報告については発生時に連絡を義務づけたもので、多額の費用を要するものではない。

⑤ 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

廃棄物の特例措置については、改正後の適用例がなく、現時点で行政費用の増減はない。また、今後適用がある場合にも放射性同位元素や放射性汚染物が廃棄事業者に委託された際に従来から発生する炉規制法上での監視等の手続きに包含されるものであると想定されるため、行政費用の増加は少ないものと考えられる。

事故発生時の原子力規制委員会への報告の義務化について、改正前においても事案発生時には報告を受けていたことから実務上の対応に大きな変化はなく、行政費用は増加していない。
試験、講習の課目の規則委任について、課目変更のための検討等に行政コストは必要であるが、改正時の予測の範囲内であるため、行政費用の増減はない。

⑥ 効果（定量化）の把握

規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているかの観点から事前評価時に設定した指標に基づき効果を可能な限り定量的に把握する。また、事前評価時の効果推計と把握した効果を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

事前評価時に定量的評価の指標を設定していない。

⑦ 便益（金銭価値化）の把握

把握された効果について、可能な限り金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。なお、緩和により削減された遵守費用額は便益として把握する必要がある。また、事前評価時の便益推計と把握した便益を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

放射性廃棄物の特例措置に関しては、改正後の適用例がないため、現在は把握された効果はないが廃棄を一元的に行うことができるようになることから将来的に大きな便益が期待される。
事故等発生時の原子力規制委員会等への報告の義務化について、盗取、所在不明等の事故発生時における事業者からの報告によって、委員会が事故の状況を把握し、事故に対する処置を適切に講じることができるようになった。
試験、資格講習、定期講習の課目の規則委任によって、試験、資格講習及び定期講習に最新の知見を速やかにかつ柔軟に取り入れることができた。

⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握することが望まれる。

副次的な影響及び波及的な影響は特段生じていない。

3 考察

⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。

廃棄物の特例措置について、改正後の適用例はないが、今後廃棄が行われる場合、放射性同位元素等規制法下の廃棄物を原子炉等規制法の規制に一元化することで合理的に廃棄が可能となるため、当該規制の必要性は認められる。

事故発生時の委員会への報告の義務化について、改正後、11件の盗取、所在不明等の事故の把握及び事故に対して適切な対応を講じることができたことから、当該規制の必要性は認められる。

放射線取扱主任者試験、資格講習、定期講習の課目の規則委任によって、最新の科学技術や知見を生かして、必要とされる課目を柔軟、かつ、迅速に決定することが可能となり、平成30年及び平成31年の規則改正により、試験や資格講習及び定期講習に最新の知見について課目を追加変更することで、放射線取扱主任者の資質の向上を図った。今後も最新の知見を取り入れる必要が生じる可能性はあることから、当該規則委任の改正は実情に即したものである。

以上のことから、放射性廃棄物の特例措置、事故発生時の原子力規制委員会への報告、試験、講習の課目の規則委任を内容とする本制度改正は妥当であったと考えられ、継続的な運用を行うべきである。

※ 当該規制に係る規制の事前評価書を添付すること。